

令和7年度 第1回岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会議

次 第

日 時：令和7年7月16日（水）13：30～15：50

会 場：サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 令和7年度主要施策について

- ・ 生涯学習文化財課（県立青少年の家舎）
- ・ 学校教育室
- ・ 保健体育課
- ・ 県立生涯学習推進センター
- ・ 県立図書館
- ・ 県立博物館
- ・ 県立美術館
- ・ 県立野外活動センター

(2) 学校・家庭・地域との協働の推進について

(3) その他

4 そ の 他

- ・ 第67回全国社会教育研究大会岩手大会について

5 閉 会

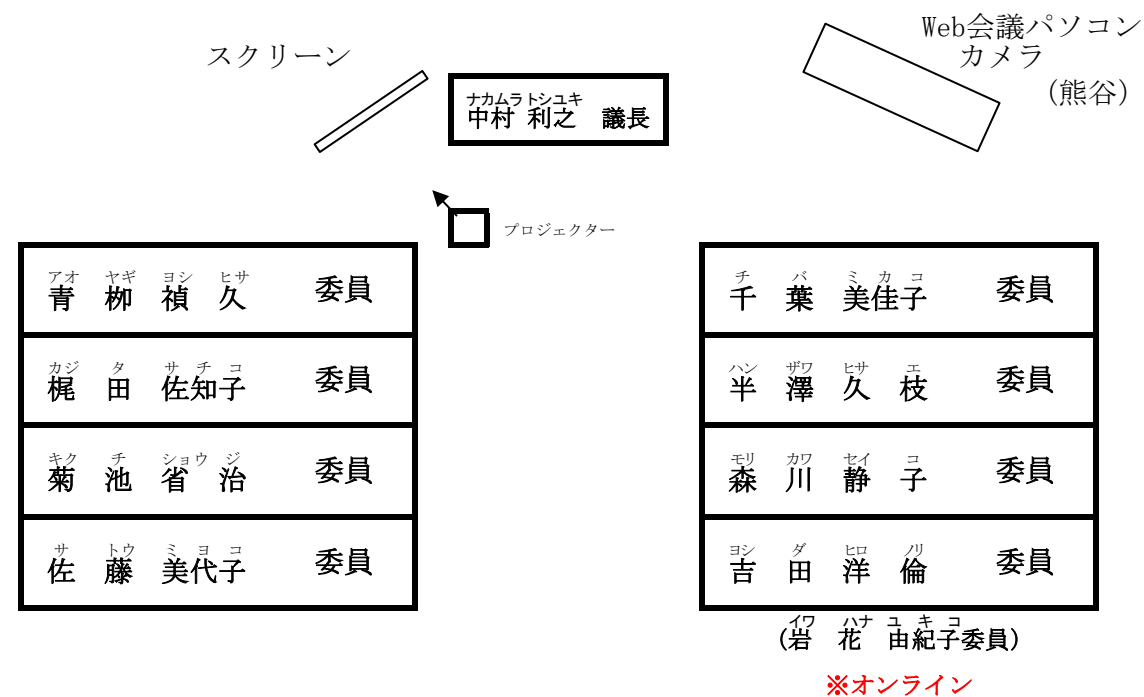
岩手県生涯学習審議会委員・岩手県社会教育委員 名簿

【任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日】

	氏 名	所 属 等	出 欠	備 考
1	中 村 利 之	盛岡市社会教育委員	出	会長・議長
2	福 島 朋 子	岩手県立大学高等教育推進センター教授	欠	副会長・副議長
3	青 柳 禎 久	岩手県立盛岡青松支援学校校長	出	
4	岩 花 由 紀 子	久慈市中央市民センター所長	出	オンライン
5	梶 田 佐 知 子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	出	
6	菊 池 省 治	岩手県立盛岡第二高等学校校長	出	
7	佐 藤 美 代 子	特定非営利活動法人まんまるママいわて代表理事	出	
8	髙 橋 勝	奥州市教育委員会教育長	欠	
9	千 葉 慎 也	岩手県青年団体協議会副会長	欠	
10	千 葉 美 佳 子	一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	出	
11	半 澤 久 枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	出	
12	深 作 拓 郎	岩手大学教育学部准教授	欠	
13	森 川 静 子	元岩手県立県北青少年の家所長	出	
14	山 下 泰 幸	一般社団法人岩手県PTA連合会会長	欠	
15	吉 田 洋 倫	盛岡市立大慈寺小学校校長	出	

（議長・副議長を除き、五十音順：敬称略）

座 席 一 覧 【 開会～議事(1) 】



事務局席

高橋 学校企画調整 担当課長	中村 保健体育課 総括課長	松村 教育局長	駒込 教育次長	千葉 生涯学習推進 センター所長	藤井 生涯学習文化財課 総括課長
山本 副図書館長	多賀 美術館副館長	野崎 博物館副館長	高橋 野外活動 センター所長	佐藤 文化財課長	平野 生涯学習 担当課長
大沢 主任指導主事	長屋敷 上席文化財専門員	櫻井 文化財専門員	村松 主任主査	阿部 主任指導主事	佐藤 主任社会教育主事
				仁昌寺 主事	高橋 社会教育主事

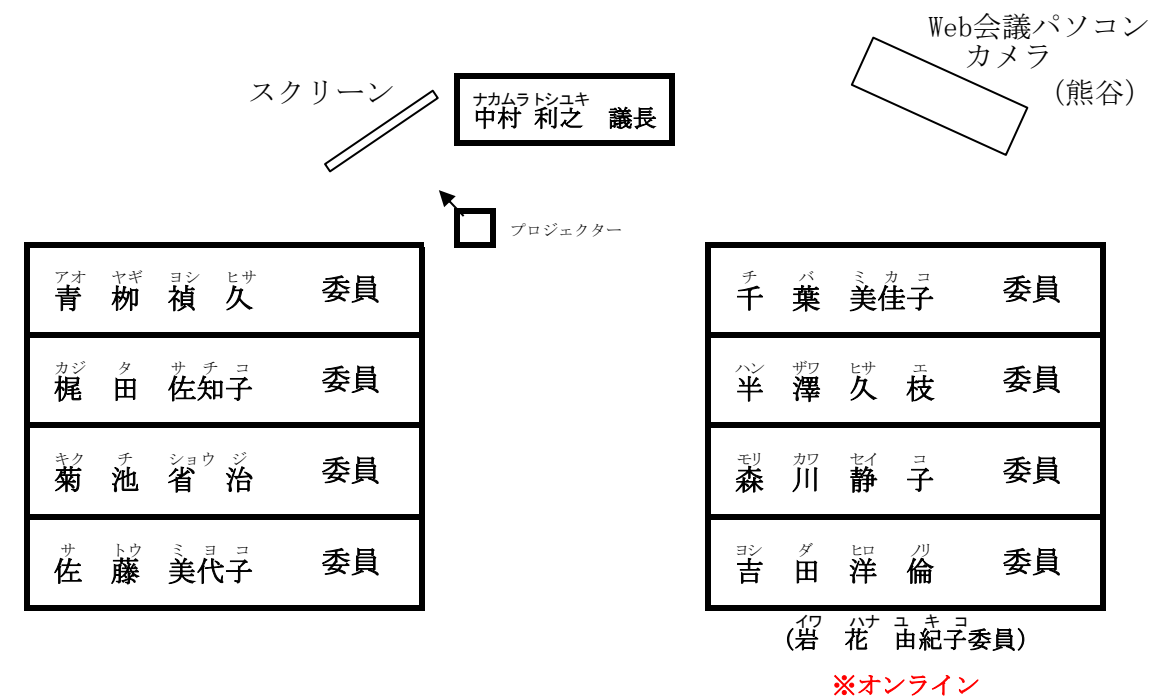
傍聴席

記者席

入口

※受付は
入口前
廊下

座 席 一 覧 【 議事(2)～閉会 】



事務局席

山本 副図書館長	高橋 野外活動 センター所長	千葉 生涯学習推進 センター所長	藤井 生涯学習文化財課 総括課長	平野 生涯学習 担当課長	佐藤 主任社会教育主事
			仁昌寺 主事	高橋 社会教育主事	阿部 主任指導主事

傍聴席

記者席

入口

※受付は
入口前
廊下

参考資料（根拠法令）

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）

（都道府県生涯学習審議会）

第 10 条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岩手県生涯学習審議会条例（平成 4 年条例第 30 号）

（設置）

第 1 条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、岩手県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 12 年条例 84 号〕

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第 5 条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

（補則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 18 日条例第 84 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)

第 4 章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例（昭和 24 年条例第 48 号）

(設置)

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例を次のように定める。

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の定数等)

第 2 条 委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員はその事情により、任期中といえどもこれを解嘱することができる。

一部改正〔昭和 58 年条例 19 号・平成 13 年条例 57 号・平成 26 年条例 72 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 15 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 9 日条例第 57 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 72 号）

この条例は、公布の日から施行する。

岩手県社会教育委員会会議運営規則（昭和 24 年教育委員会規則第 15 号）

岩手県社会教育委員会会議運営規則を次のとおり定める。

岩手県社会教育委員会会議運営規則

第 1 条 岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の職務を行うために会議をもつ。

第 2 条 委員の会議は教育長が、これを招集する。

第 3 条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第 4 条 招集は、開会の日前 7 日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 5 条 会議招集の通知後に、緊急実施を要する事項があるときは、第 3 条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第 6 条 委員の会議には、互選により議長及び副議長 1 人をおくものとする。

2 議長及び副議長の任期は 1 年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

第 7 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

第 8 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第 9 条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第 10 条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第 11 条 委員は、その職務を行うため必要に応じて常時又は臨時に小委員会をおくことができる。

第 12 条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第 13 条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別に教育長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 1 月 8 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 25 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。